

## 日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書 に関する審査の結果の案の取りまとめ ～第2低レベル廃棄物貯蔵設備及びその関連設備の共用～

令和4年8月31日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・廃棄物管理事業変更許可申請書に関する審査の結果の案の決定について付議
- ・経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

### 2. 審査の結果の案の取りまとめについて

令和3年4月28日に日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書が提出された。また、令和4年7月25日に、申請者から同申請の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第51条の5第3項において準用する同法第51条の3各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案として取りまとめることを決定いただきたい。

### 3. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき、別紙2のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

### 4. 科学的・技術的意見の募集（案の2で委員会了承）

核燃料施設に係る審査書案に対する意見募集については、新規制基準において重大事故等対処施設の設置を要求している再処理施設及びMOX加工施設について実施することとしている。その他の核燃料施設については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、審査書案に対する意見募集を行うことがあり得るとしている。

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

(案の1) : 別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

(案の2) : 別紙1の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

## 5. 今後の予定

(案の1の場合)

経済産業大臣への意見聴取の結果及び審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく当該変更許可申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

(案の2の場合)

経済産業大臣への意見聴取の結果、基準の適用や許可することについて特段の意見がなければ、原子炉等規制法第51条の5第1項の規定に基づく変更の許可を、文書管理要領別表第3(1)事項番号84により原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたい。また、専決処理結果については、他の専決処理案件を含め、報告を行うこととしたい。

### <別紙、参考>

別紙1 日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について(案)

添付 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可申請書に関する審査書(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の3第1号(技術的能力に係るもの)及び第2号関連)(案)

別紙2 経済産業大臣宛て 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可に関する意見の聴取について(案)

参考1 試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について(別紙2)試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査に係る意見募集について(平成28年2月17日第56回原子力規制委員会資料3)

参考2 参照条文

参考3 六ヶ所再処理施設及び廃棄物管理施設事業変更許可申請に係る審査結果(案)の概要